

内閣参質二一八第六号

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員山本太郎君提出トカラ列島近海群発地震被災者への支援に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出トカラ列島近海群発地震被災者への支援に関する質問に対する答弁書

御指摘の地震に関して、政府としては、鹿児島県及び十島村に職員を派遣し、これらの地方公共団体を通じて住民の状況や課題等を聴取した上で、当該地方公共団体と緊密に連携して被災者への支援を検討してきたところである。

その結果、事業者への支援に関しては、政府として、政府系金融機関等に対して、事業者の実情に応じて既往債務の返済条件の緩和等の措置を講ずるよう要請するとともに、当該地方公共団体に対して、株式会社日本政策金融公庫による災害復旧貸付等の利用が可能であるほか、当該地方公共団体が実施する観光及び交流を促進するための事業に対して国による支援が可能である旨の情報提供などを行っている。

また、当面の生活再建及び住民の健康管理に関しては、政府として、当該地方公共団体に助言を行い、同村による住民に対する給付金の支給や同県及び日本赤十字社による看護師の派遣等が実施されているものと承知している。